［号を削る。］

三～九　［略］

2　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

（広域調整第二課）

**第百四十一条**　広域調整第二課においては、次に掲げる事務のうち、主として数府県の地域に関係のあるものについての調整に関する事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　警備実施に関すること。

2　［略］

**第百四十二条～第百四十九条**　［略］

（府県情報通信部）

**第百五十条**　管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、府県（四国警察支局の管轄区域内の県を除く。）に府県情報通信部を置く。

2　［略］

（四国警察支局の内部組織）

**第百五十一条**　四国警察支局に、情報通信部を置き、同部に部長を置く。

2　四国警察支局に、情報通信部に置くもののほか、首席監察官一人及び次の三課を置く。

警務・監察課

会計課

広域調整課

3　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、監察官一人、会計監査官一人、高速道路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

（首席監察官及び監察官）

**第百五十二条**　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十五条の規定を準用する。

（警務・監察課）

**第百五十三条**　警務・監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　公印の管守に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保管に関すること。

四　広報に関すること。

五　情報の公開に関すること。

六　個人情報の保護に関すること。

七　留置施設に関すること。

八　被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

九　職員の身上に関すること。

十　監察に関すること。

三　雑踏警備に関すること。

四～十　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

2　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

（広域調整第二課）

**第百四十条**　［同上］

［一～四　同上］

五　雑踏警備を除く警備実施に関すること。

2　［同上］

**第百四十一条～第百四十八条**　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（府県情報通信部）

**第百四十九条**　管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、府県に府県情報通信部を置く。

2　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］